

社会福祉法人長野市社会事業協会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 役員等が職務のため出張したときは、職員等の旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給するものとし、報酬等（月額報酬及び賞与を除く。）は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員の給与規程第27条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与規程第16条の規定に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月と12月とし、月額報酬の支給に合わせて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 320,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額のみ分
12月の賞与	報酬月額のみ分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	9,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000 円

ただし、業務時間が4時間以下の場合は、日額の2分の1の額とする。

(2) 理事

業務内容	日額
理事会等会議への出席	9,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000 円

ただし、業務時間が4時間以下の場合は、日額の2分の1の額とする。

(3) 監事

業務内容	日額
監事の監査業務	11,000 円
理事会等会議への出席	9,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000 円

ただし、業務時間が4時間以下の場合は、日額の2分の1の額とする。